第七次 三股町行政改革大綱

令和2年3月 宮崎県三股町

目 次

| 第 | 1章 | 改革の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • 1 |
|---|------|---|-----|
| | 1. 3 | これまでの取組 | |
| | 2. ネ | 社会情勢と本町の財政状況 | |
| | 3. 3 | 改革継続の必要性 | |
| | | | |
| 第 | 2章 | 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • 5 |
| | 1. 3 | 改革の基本的な考え方 | |
| | 2. 🗜 | 具体的な取組 | |
| | (1) | 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上 | |
| | (2) | 効率的・効果的な行政運営 | |
| | | | |
| 第 | 3章 | 行政改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • 7 |
| | 1. ‡ | 推進期間 | |
| | 2. ž | 進行管理 | |
| | | | |
| 第 | 4章 | 実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • 8 |
| | | | |
| | 1. 🖪 | 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上 | |
| | (1) | 協働のまちづくりの推進 | |
| | (2) | 町民サービスの向上 | |
| | (3) | 情報管理の徹底と情報公開の推進 | |
| | (4) | 人材育成の推進・確保 | |
| | | | |
| | 2. 兹 | 効率的・効果的な行政運営 | |
| | (1) | 健全な財政運営 | |
| | (2) | 町有施設の適正な運営 | |
| | (3) | 効率的・効果的な組織及び業務の運営 | |
| | (4) | 定員、人員管理及び給与の適正化 | |

第1章 改革の必要性

1. これまでの取組

本町はこれまで、社会情勢の変革に伴い、昭和61年度を初年度とする第一次行政改革を皮切りに、数回にわたる「行政改革大綱」を策定しながら、「事務・事業の再編・整理、廃止・統合」「民間委託等の推進」「組織・機構の見直し」「定員管理及び給与の適正化」「健全な財政運営の確立」など、時代に即応した行政運営に努めてきました。

大きな分岐点として、合併特例法により平成の大合併が推し進められる中、北諸県郡で唯一の単独町政の道を選択し、平成16年度を『行政改革元年』として再スタートを切りました。

| 区 分 | 実施期間 | 改 革 の 概 要 |
|---------|---------------------------|---|
| 第一次行政改革 | 昭和 61 年度~ | ・事務事業の見直し ・組織・機構の簡素・合理化 ・給与の適正化 ・定員管理の適正化 ・民間委託・OA化等事務改善の推進 ・公民館等公共施設の設置及び管理運営の合理化 |
| 第二次行政改革 | 平成7年度 ~ 平成10年度 | 事務事業の見直し 時代に即応した組織・機構の見直し 定員管理及び給与の適正化の推進 行政の情報化の推進 会館等公共施設の設置及び管理運営 行政改革の進行管理 |
| 第三次行政改革 | 平成 11 年度 ~ 平成 15 年度 | ・事務事業の見直し ・時代に即応した組織・機構の見直し ・定員管理及び給与の適正化 ・行政の情報化推進 ・公正の確保と透明性の向上 ・会館等公共施設の設置及び管理運営 ・公共工事関係 ・行政改革大綱の進行管理 |
| 第四次行政改革 | 平成 16 年度 ~ 平成 20 年度 | ・事務事業の見直し・組織・機構の見直し・定員管理及び給与の適正化・健全な行政運営の確立・行政の情報化推進・住民参加の促進と開かれた町政の推進・行政改革大綱の推進期間と進行管理 |

| 区分 | 実施期間 | 改革の概要 |
|---------|---------------------------|---|
| 集中改革プラン | 平成 17 年度 ~ 平成 21 年度 | ・事務・事業の再編・整理、廃止・統合 ・民間委託等の推進 ・組織・機構の見直し ・定員管理及び給与の適正化 ・健全な行政運営の確立 ・行政の情報化推進 ・住民参加の促進と開かれた町政の推進 ・経費節減等の財政効果 |
| 第五次行政改革 | 平成 22 年度 ~ 平成 26 年度 | ・住民の参画と協働の推進 ・元気なまちづくりの推進 ・組織・機構の見直し ・便利で分かりやすいサービスの提供 ・自主財源の確保 ・歳出抑制に向けた事務事業の整理・合理化 ・職員の意識改革と人材育成の推進 |
| 第六次行政改革 | 平成 27 年度 ~ 平成 31 年度 | ・協働のまちづくりの推進 ・町民サービスの向上 ・情報公開の推進 ・人材育成の推進・確保 ・健全な財政運営 ・町有施設の適正な運営 ・組織・機構の見直し ・定員、人事管理及び給与の適正化 |

2. 社会情勢と本町の財政状況

近年の自治体を取り巻く環境は、国、地方を通じた財政状況の悪化、少子高齢化の進行、人口・経済・文化などの東京一極集中、地方分権の進展など、大きくかつ急激に変化しています。

本町は、恵まれた立地条件や豊かな自然環境、良好な居住環境などにより、 人口が増加してきましたが、国全体においてはすでに人口減少時代に入り、今 後加速度的に進んでいくことが見込まれており、近い将来、本町においても人 口減少やそれに伴う地域活力が失われていくと予想されています(表1,2)。

このような中、国においては、人口急減・超高齢化に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するために、地方創生に取り組んでおり、本町においても、将来予想される人口減少や地域経済の縮小を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を実現していくために、令和2年度を初年度とする

「第2期三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本町の財政状況は、これまでの財政健全化の取組により健全な状況にはあるものの、歳入は町税収の伸び悩みや地方交付税の減額など、財源の確保が厳しくなる一方で、歳出は義務的経費である社会保障関係経費(扶助費)が右肩上がりに増加しています(表3、4)。

また、町有施設の老朽化に伴う大規模な改修改築の発生が予想されており、 このままでは財政の硬直化が進み、少子高齢化対策や雇用創出対策など多種多 様化する町民ニーズすべてを行政が対応することが難しくなってきています。

表1. 三股町の人口推計

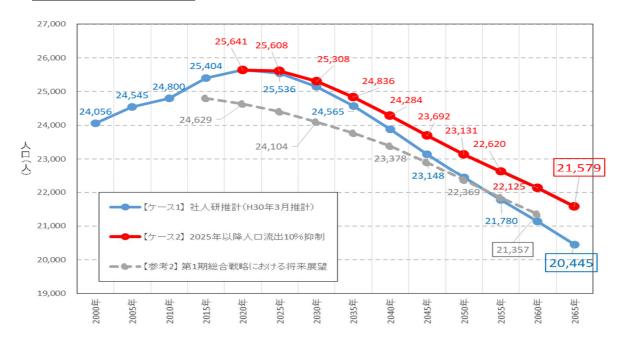


表2. 三股町の年齢別人口の推移

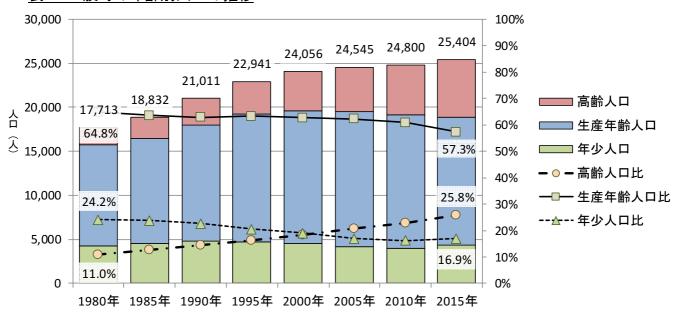


表3. 歳入状況の推移

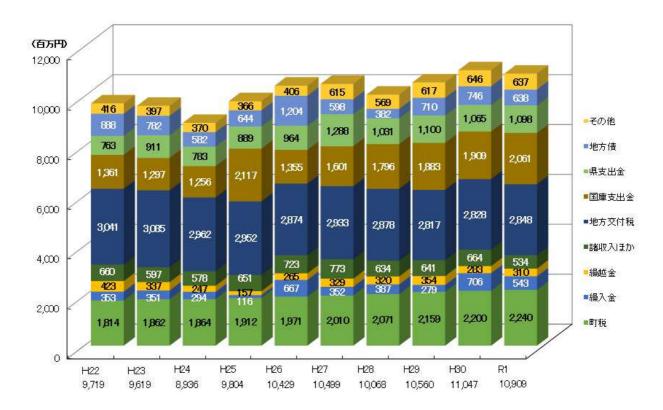
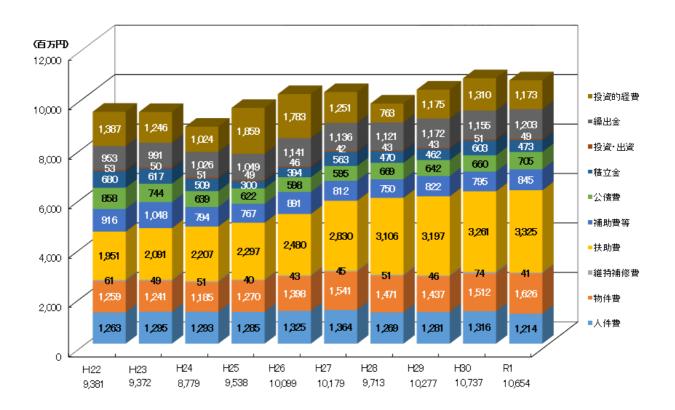


表4. 歳出状況の推移(性質別歳出決算額の推移)



3. 改革継続の必要性

- (1) このような大変厳しい社会経済状況の中で、本町が今後とも、住民に真に必要な行政サービスを提供しつづけ、活力ある町政を継続していくためには、時代の流れを的確に捉え、将来を見据えた地域経営が担えるよう、引き続き改革に取り組んでいく必要があります。
- (2) 住民活動を担う団体の育成や活動を支援する仕組みを進め、町民との協働体制を確立するとともに、行政情報を積極的に公開することにより、公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

以上のことから、令和2年3月で推進期間が終了する現「第六次三股町行政改革 大綱」での基本的な考え方や取組を引き継ぎ、本町のあるべき姿を見据え、時代 に即した取組を進める上での新たな指針として、ここに「第七次三股町行政改革 大綱」として策定することとします。

第2章 基本方針

1. 改革の基本的な考え方

これまでの改革により経費削減や人員削減など行政のスリム化に一定の成果を挙げてきており、引き続き適正に推進していく必要がありますが、今後は、限られた予算や人材などを有機的に結びつけ、迅速性、的確性、実効性を追求し、町民の満足度を高める町民の視点に立った質の高い行政サービスを向上させていくことを主眼とした取組を進めていきます。

現在の厳しい財政状況など急激な環境の変化に対応するには、日頃からコスト 削減の意識を高めながら、ムダを最大限に省くことは言うまでもありません。

しかしながら、単にコスト削減のみを目指すのではなく、2015 年に国際連合が掲げた持続可能な開発目標の「SDGs」(*1)を原動力にした地方創生により、町民がより暮らしやすい「豊かなまち」と「豊かなこころ」を次の世代に繋いでいきます。

そのために、施策の集中と選択を断行しながら、町の将来像『自立と協働で創る元気なまち三股』の実現に向けた更なる行財政基盤の確立を目指してまいります。

(*1) SDGs: 2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの 国際目標である。持続可能な世界を実現するため、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

2. 具体的な取組

- (1) 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上
 - ① 行政と町民との役割を明確にし、行政と町民がともに考え行動する協働を 基本とした町民主役のまちづくりを推進します。
 - ② 来庁者の適切な対応、要望・意見などへの迅速な処理を行うため、事務の 簡素化や処理時間の短縮を図るなど、窓口改善・サービス向上を行います。
 - ③ 情報管理を徹底するとともに、町民に行政情報を積極的に提供します。
 - ④ 職員資質の向上を図るための研修などや人事交流などを通して、多様化・ 高度化する町民ニーズに即応できる人材の育成を図ります。

(2) 効率的・効果的な行政運営

- ① 町税等徴収対策の強化、ふるさと納税の推進、国県等の補助制度の活用などにより、健全な財政運営に努めます。
- ② 公共施設等総合管理計画に基づき、町有施設の統廃合や計画的な修繕など 適正な管理に努めます。
- ③ 新たな行政課題や多様化する町民ニーズに的確に対応する組織運営を目指すとともに、AI(*2)・RPA(*3)等の技術の活用により業務の効率化を図りながら、働き方改革(*4)、ワーク・ライフ・バランス(*5)を推進します。
- ④ 社会情勢を見極めながら、定員管理の適正化と給与制度の適正な運用を行います。
 - (*2) AI: 人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。人工知能とも呼ぶ。
 - (*3) RPA:パソコンを使った定型作業を、AI などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念をいう。
 - (*4) 働き方改革:長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消 多様な働き方の実現を柱とした労働環境を大きく見直す取組のこと。
 - (*5) ワーク・ライフ・バランス:働くすべての人が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方や生き方のこと。

第3章 行政改革の推進

1. 推進期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

2. 進行管理

行政改革大綱を進めるに当たっては、PDCA サイクルにより着実な推進を行います。関係各課において、各部門別の計画や方針に定める目標を達成するため、職員一人ひとりが自主的、主体的に進行管理に努めるとともに、町長を本部長とする三股町行政改革推進本部において、全庁的な進行管理を行っていきます。

また、進捗状況を公表する際には、可能な限り数量的な実績も示しながら、町 民に分かりやすい内容としていきます。

> PLAN(計画) 目標を立て、それを実現するため の方法を決める。



ACTION (調整・改善) 把握した情報を基に、計画が達 成可能か判断し、調整改善する。



DO(行動)

目標を実現するために立てた計画を実行する。





CHECK(状況把握) 実行が計画どおり行われているか を把握する。

第4章 実施計画

基本方針に基づき、具体的に改革を実施していくに当たって、次の項目を柱とし、 27 の推進項目に取り組んでいきます。

1. 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上

(1) 協働のまちづくりの推進

| 1 | 地域コミュニティの強化 |
|---|-------------------|
| 2 | 各種計画策定時の意見等の広聴 |
| 3 | 審議会・委員会等の多様な人材の登用 |

(2) 町民サービスの向上

| 4 | 窓口サービスの充実 |
|---|-----------------|
| 5 | 接遇の向上 |
| 6 | 積極的な権限委譲への取組 |
| 7 | 民間委託・指定管理者制度の推進 |

(3) 情報管理の徹底と情報公開の推進

| 8 | 公文書等の管理方法の見直し | | | | | | |
|----|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 9 | ホームページ等による町政情報の積極的提供 | | | | | | |
| 10 | 個人情報保護制度の適正な運用 | | | | | | |

(4) 人材育成の推進・確保

| 11 | 人材育成・人事交流の推進 |
|----|--------------|
| 12 | 職員研修制度の充実 |

2. 効率的・効果的な行政運営

(1) 健全な財政運営

| 13 | 財政健全化の推進 |
|----|----------------|
| 14 | 町税等徴収対策強化 |
| 15 | ふるさと納税の推進 |
| 16 | 国県等の補助金の積極的活用 |
| 17 | 公有財産の計画的処分 |
| 18 | 補助金の見直し・縮減 |
| 19 | 事務事業の外部評価制度の推進 |

(2) 町有施設の適正な運営

| 20 | 町施設の長寿命化と計画的な修繕 |
|----|-----------------|
| 21 | 受益者負担の適正化 |

(3) 効率的・効果的な組織及び業務の運営

| 22 | 効率的で分かりやすい組織機構の確立 |
|----|-----------------------|
| 23 | 業務効率を高める次世代ツールの活用 |
| 24 | 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進 |

(4) 定員、人事管理及び給与の適正化

| 25 | 給与制度の適正運用 |
|----|-----------------|
| 26 | 適正な人員、人事管理の実施 |
| 27 | 多様な任用形態による人材の活用 |

第七次三股町行政改革大綱 実施計画

大項目

1. 町民の視点立った質の高い行政サービスの向上

| | | 項目) | 評価指標 | | | | | | | | | 関係課(局・室) | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------------|--|-----------------------------|--------------------------|------------------------|----------|----|------|----------|----|----------------|------------|----------|----------|----------|----|-----------|----------|----------|----------|----|----|-----|------------------|
| 中項目 | 小項目(実施項目) | | 数値目標 (指標のあるもの は項目を掲載) | もの 基準値 | 目標値 | R2 | R3 | 実施年度 | R5 | R6 | 主管課 | 総務 | 企画 商工 | 税務 財政 | 町民 保健 | 福祉 | 高齢者 支援 | 農業 振興 | 都市 整備 | 環境 水道 | 教育 | 会計 | 議会と | 、るさ :納税 推進 |
| | | 自治公民館連絡協議会との連携により、自治公民館の加入促進を図るとともに、自治公民館や地域づくり団体など、町民が主体となり取り組む地域づくりの支援、地域リーダーの育成を図る。 | 地域づくり団体への支援実績数 | 45件 (H30) | 54件 (R6) | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 企画商工記 関係 認 | # O | 0 | | | 0 | 0 | | 0 | | 0 | | | |
| | 地域コミュニティの強化 | 災害発生時の行政が行う支援「公助」については限界があり、自らの安全は自ら守る「自助」と 、自分の地域は自分たちで守る「共助」が重要という観点から、地域の実情に応じた自主防災組 織の結成を促進する。 | 自主防災組織の結 成数 | 2団体 (6.7%) (H30) | 30団体 (100%) (R6) | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 総務調 | # ◎ | | | | | | | | | | | | |
| 協働のまちづくり の推進 | 各種計画策定時の意見等 | 各種計画の審議会・委員会だけでなく、必要に応じて住民説明会などを開催し、町政への理解促 進を図るとともに、町民の意見を町政運営に反映させるように検討する。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 企画商工記全 | # O | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | の広聴 | パブリックコメント制度(*1)の積極的な推進に努め、行政の意思形成過程における公正の確保、説明責任の向上を図り、町民との協働を進める。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 企画商工記全 | # # | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 審議会・委員会等の多様 な人材の登用 | 審議会・委員会等の委員の一部を一般町民から公募するとともに、男女共同参画社会の実現を見据えた委員等の配置など、その政策・方針決定過程へ多様な人材がともに参画できる体制をつくる。 | 男女の構成比 | 1:0.21 (男:女) (H30) | 1:0.3 (男:女) (R6) | 実施 | ⇒ | ⇒ | † | ⇒ | 総務認 | # ⊚ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 窓口サービスの充実 | 昼休み窓口の充実、ワンストップ窓口(*2)の設置など、町民サービス向上に向けた検討を行う。 | - | - | - | 検討 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 企画商工記全 | # O | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 町民サービスの向 | 接遇の向上 | 定期的に接遇研修を実施し、全職員の接遇に対する意識を高めながら、町民サービスの向上に努める。 | 接遇研修参加率 | 66. 1% (H30) | 100% (R6) | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 全 詰 | ₩ ◎ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上 | | 権限移譲に伴う町民サービス向上のメリットと、町の業務量の増加を勘案しつつ、県と連携しながら権限対象事務の拡大を検討する。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 企画商工記 関係 記 | # # | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 民間委託・指定管理者制 度の推進 | できる限り民間のノウハウを活用し、町民サービスを向上させる観点から、民間委託・指定管理 制度を推進する。 | - | - | - | 検討 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 企画商工記 関係 記 | # # | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| | 公文書等の管理方法の見 直し | 各課の保存期間の設定による適切な廃棄を行うとともに、現存文書・廃棄文書のリスト化を進める。また、公文書管理法が想定しているファイリング方式 (*3) 等の採用等、効率的で省スペースな収納方法の導入を検討する。 | ファイル基準表 (文書リスト)の 作成率 | - % (H30) | 100% (R6) | 検討 | 実施 | ⇒ | 1 | ⇒ | 総務調金 | # ⊚ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 情報管理の徹底と | ホームページ等による町 | 広報みまた、回覧、町公式ウェブサイト、町公式フェイスブック (*4) などの多様な広報媒体を利用し、町民に必要な情報が確実に届く工夫を重ねながら町政情報を積極的に提供する。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 総 務 ii 全 ii | # ◎ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 情報公開の推進 | 政情報の積極的提供 | 町民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、生産力の向上、経済活性化に資するために、 民間企業や町民の生活に役立つ情報を積極的にオープンデータ(*5)として公開する。 | オープンデータ提 供率 | - % (H30) | 100% (R6) | 検討 | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 総務調 | # ⊚ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 個人情報保護制度の適正 な運用 | 町の保有する個人情報を保護し、公正で信頼される町政を推進するため、制度の適正な運用を図る。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 総 務 ii 全 ii | # ◎ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 効果的かつ効率的な行政サービスを提供するため、業務の見直しを全組織・全職員において実施 する。 | 業務見直し実施率 | - % (H30) | 100% (R6) | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 全意 | ₩ ◎ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | © | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人材育成の推進・ | 人材育成・人事交流の推 進 | 職員一人ひとりが、自らの業務の目標を設定し、年度途中や年度末に評価を行いながら、職員の 意識改革やレベルアップを図る。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ↑ | ⇒ | 全意 | 果 ◎ | © | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | © | © | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保 | | 他自治体との人事交流や実務研修職員の派遣を通じて、職員の能力向上、他団体との連携強化を図る。 | 人事交流・実務研 修職員数 | 3人 (H30) | 3人 (R6) | 実施 | ⇒ | ⇒ | # | ⇒ | 総務調 | ₩ ◎ | | | | | | | | | | | | |
| | 職員研修制度の充実 | 職員の政策形成能力の向上、高度な専門知識の習得など資質の向上に向けた研修の実施・受講、 定住自立圏内の研修への参加を促進する。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | * | ⇒ | 総務証金 | # ◎ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

^(*1)パブリックコメント制度:町民等の意見募集の手続のこと。町の基本的な方針を定める計画や条例等の立案段階において、その立案に係る趣旨や内容(素案)を町民等に公表して広く意見を募集し、提出された意見を考慮して計画等を作成するとともに寄せられた意見に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。
(*2)ワンストップ窓口:各窓口で行われる届出等の手続きが"1箇所"かつ"1回"で、重複することなく手続きが完了するワンストップサービスを行う窓口をいう。「総合窓口」とも呼ぶ。
(*3)ファイリング方式:公文書を組織的、効率的に管理するための仕組みをいう。公文書の発生から廃棄までの管理が不十分だと、倉庫や執務室が不要な文書であふれ返り、また書類を探すのに時間を要したりする。
(*4)フェイスブック:インターネット上の交流サイトの一つで原則的に実名で登録する。投稿に対して別の利用者がコメントしたり、他の利用者に向けて転載したりすることで、情報を素早く、より多くの人に伝えられる特徴がある。 本町は平成25年11月から公式フェイスブックによる町行事やお知らせを開始している。
(*5)オープンデータ:国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できる形で公開されたデータをいう。

| 中項目 | 小項目(実施項目) | 実施内容 | 評価指標 | | | | | | | | 関係課(局・室) | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------------------------------------|---|-----------------------------|------------------|-----------------|----------|----------|----|----|-----|---------------|------------|--------------|----|----|-----|----------|----|----|----|----|----|------------|----|
| | | | 数値目標 (指標のあるもの は項目を掲載) |) 基準値 | 目標値 | 実施年度 | | | | 主管課 | 総務 | 企画 第二 | □ 税務 □ 財政 | 町民 | 福祉 | 高齢者 | 農業 振興 | 都市 | 環境 | 教育 | 会計 | 議会 | ふるさ と納税 | |
| | | | | | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | | | 商工 | 財政 | 保健 | | 又抜 | 振興 | 整備 | 水坦 | | | | 推進 |
| 健全な財政運営 | 財政健全化の推進 | 適正な実質公債費比率の維持に努めるとともに、中長期財政計画等の策定、財政指標の公表を行う。また、各課は実施計画などに基づき事業を実施する。 | 実質公債費率 | 4. 1% (H30) | 4. 0% (R6) | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 税務財政 | 果 〇 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 町税等徴収対策強化 | 滞納者の実態調査に基づく納付指導の実施や滞納処分の強化により、徴収率の向上に努める。 徴収率の向上や事務処理の簡素化を図るため、納付手段の拡大を推進する。 | 町税等の収納率 | 96. 21% (H30) | 98. 21% (R6) | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 税務財政関係 | 果果 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | | |
| | ふるさと納税の推進 | ホームページなどで全国に町の魅力を発信し、本町のまちづくりを応援する支援者(寄付者)を 増やすとともに、町の産業振興の観点から、魅力あふれる特産品の開発に努め、返礼品として提 供することにより、さらなるふるさと納税の推進を図る。 | ふるさと納税額 | 119百万 (H30) | 270百万 (R6) | 実施 | 1 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ふるさと組 税 推 進 覧 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 0 |
| | 国県等の補助金の積極的 活用 | 財源を確保するため、国・県と連携を図りながら情報収集に努め、国・県・民間等の補助制度等 を積極的に活用する。 | - | - | - | 実施 | 1 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 税務財政 | # # | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 公有財産の計画的処分 | 不要な公有財産の処分計画に基づく、計画的処分を行い、自主財源の確保に努める。 | - | - | - | 実施 | * | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 総務関係 | 果 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 補助金の見直し・縮減 | 補助金の必要性・成果等を含め根本的に見直す。特に、奨励金補助金は事業目的を見定めて終期を設定し、補助目的を達成したものや、補助効果の薄くなった補助金等は積極的に廃止する。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 税務財政 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 0 |
| | 事務事業の外部評価制度 の推進 | 町民との協働による行政サービス向上の一環として、町内在住の有識者や各種団体の代表者などを構成する委員会を設置し、本町の実情にあった事務事業の外部評価制度を推進する。評価結果については、その議論の内容も踏まえた上で、事業の見直しを行い、簡素で効率的な行財政運営を実施していく。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 企画商工 | 果 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 0 |
| 町有施設の適正な 運営 | 的な修繕 | 老朽化が進む町有施設について、公共施設等総合管理計画等に基づいて将来的な利用見込みなど を踏まえた施設の統廃合や計画的な修繕を実施し、町有施設の適正な管理に努める。 | - | - | - | 検討 | ⇒ | 実施 | ⇒ | ⇒ | 総務関係 | # ⊚ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 受益者負担の適正化 | 受益と負担の公平性の観点から、町有施設の使用料などの見直しを常に行う。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 関係 | 果 ◎ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 効率的・効果的な 組織及び業務の運 営 | 効率的で分かりやすい組 織機構の確立 | 組織のスリム化を意識しながら、部局横断的な課題などにも対応でき、かつ町民にとって分かり やすい効率的・効果的な組織改編を実施する。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 企画商工 | # O | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 業務効率を高める次世代 ツールの活用 | 限られた職員で必要とされる行政サービスを持続的かつ効果的に提供するため、AI(*6)、RPA(*7)などの活用を検討する。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 総務は | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 働き方改革(*8)、ワー ク・ライフ・バランス (*9)の推進 | 職員一人ひとりが働きやすく、魅力ある職場づくりを推進するため、業務能率の向上による長時間勤務の是正や"テレワークの実現"などによる多様な働き方の推進により、ワーク・ライフ・バランスを実現する。 | 年次有給休暇取得 率 | 60. 9% (H30) | 70% (R6) | 検討 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 総務算金 | 果 (© | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 定員、人事管理及 び給与の適正化 | 給与制度の適正運用 | 人事院勧告に準拠し給与制度を適正に改正し、諸手当の総合的な点検、必要に応じた見直しを行 うとともに、給与等の公表を行う。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 総務 | 果 ◎ | | | | | | | | | | | | |
| | | 新しい行政課題や主要事務事業を抱える部門へ計画的・重点的に職員を配置し、また行政需要の 変化に見合った柔軟な職員採用・配置を行う。4月以外の人事異動の検討を行う。 | - | - | - | 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 総務 | 果 © | | | | | | | | | | | | |
| | 多様な任用形態による人 材の活用 | 効率的・効果的な事務執行を図るため、職員が担うべき業務を明確化しつつ、再任用職員、任期 付任用職員、会計年度任用職員など多様な任用形態による特性を生かした人材の活用を図る。 | - | - | - | 実施 | * | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 総務 | 果 ◎ | | | | | | | | | | | | |

^(*6) AI:人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称をいう。人工知能とも呼ぶ。 (*7) RPA:パソコンを使った定型作業を、AIなどの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念をいう。 (*8) 働き方改革:長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現を柱とした労働環境を大きく見直す取組のことをいう。 (*9) ワーク・ライフ・バランス:働くすべての人が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方や生き方のことをいう。